

承認第8号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険条例の一部改正について

木津川市条例第16号

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、当該傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6

月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する被保険者に適用する。

参考資料（承認第8号）

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| (新) | (旧) |
|---|---------|
| 本則 (略) | 本則 (略) |
| 附 則 | 附 則 |
| 1～4 (略) | 1～4 (略) |
| <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> | |
| <u>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> | |

6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、当該傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることが

できる者に対しては、これを受けること
ができる期間は、傷病手当金を支給
しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定
により算定される額より少ないと
は、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。
ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

政策等の形成過程の説明資料

| | | |
|----------------------------|--|----------------------------------|
| 議 案 名 | 承認第8号 木津川市国民健康保険条例の一部改正について | |
| 担 当 課 | 国保年金課 国保年金係 | |
| 提案事項の概要等 (必要性、効果等) | <p>新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる国民健康保険被保険者である被用者に対し、傷病手当金を支給するものです。</p> | |
| 提案に至るまでの経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付け事務連絡、厚生労働省保険局国民健康保険課、同高齢者医療課連名通知）」に基づき検討 ・木津川市国民健康保険運営協議会（4月20日）書面にて承認 ・政策会議（4月28日）に提案、決定 | |
| 市民参加の状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 市総合計画の位置付け | 基本方針 | 2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり |
| | 政策分野 | 3 健康 |
| | 施 策 | ③ 医療保険 ア 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の充実 |
| 概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円) | <input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和2年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度） 令和2年度：4,000千円 | |
| 将来にわたる効果及び経費の状況 | <p>傷病手当金の支給に要する費用は、その全額が国の特別調整交付金の交付対象となります。</p> | |